

措置状況報告書

監査の名称：平成26年度 定期監査

部 局 名：環境部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【清掃業務課】</p> <p>(1) 公有財産の管理事務について</p> <p>ア 公有財産貸付台帳が作成されていないもの</p> <p>大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳(第7号様式)を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、自動販売機設置に係る貸付について、公有財産貸付台帳が作成されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 行政財産使用許可事務が適正に行われていないもの</p> <p>大分市公有財産規則の規定では、部長等は、行政財産の使用期間の延長又は更新について使用者から申出があったときは、当該使用者に行政財産使用期間延長(更新)許可申請書を提出させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、自治会設置の旧街道の看板について、行政財産の使用期間の更新許可申請の手続きがなされていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>大分市公有財産規則の規定に基づく、公有財産貸付台帳(第7号様式)を整備するとともに、当該財産との整合を図り、適正な事務処理を行いました。</p> <p>大分市公有財産規則の規定に基づき、当該使用者に対し、行政財産使用期間延長(更新)許可申請書を提出させ、適正な事務処理を行いました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

措置状況報告書

監査の名称：平成26年度 定期監査

部 局 名：都市計画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>【都市計画課】</p> <p>(1) 都市計画図等の売払事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収証書の首標金額を訂正しているもの <p>大分市財務規則の規定では、証拠書類の金銭及び物件の首標数字は訂正することができないとされている。</p> <p>しかしながら、領収証書において、首標金額を訂正しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>訂正せずに新たに領収証書を作成するべきでした。今後はこのようなことの無いよう、細心の注意を払い規則に従った適正な事務処理に努めます。</p>	<p>措置済</p>
<p>【都市交通対策課】</p> <p>(1) 公有財産の管理事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産貸付台帳が規定の様式どおりに整備されていないもの <p>大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳（第7号様式）を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、公有財産貸付台帳が規定の様式どおりに整備されていなかった。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>大分市公有財産規則に基づき、公有財産貸付台帳を整備しました。今後は異動が生じた都度、台帳の整理を行い、規則の規定に従って適切な事務処理を行ってまいります。</p>	<p>措置済</p>

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>[公園緑地課]</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 業務内容の変更手続が適正でないもの</p> <p>田ノ浦ビーチ清掃業務委託契約書では、発注者は、必要があるときは、業務内容の変更を受注者に通知して行うことができるとされ、また、この通知は書面により行わなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該契約に係る特記仕様書に定めた清掃の実施回数の変更を書面ではなく、口頭で指示していた。</p> <p>今後は契約書を遵守し、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 業務の実施要領が不明確なもの</p> <p>田ノ浦ビーチ清掃業務委託の実施要領は、本業務委託に係る公園清掃業務特記仕様書に定められており、園内を巡回し、ゴミを拾い、砂浜に打上げられた流木や海草についても回収すると規定されている。</p> <p>しかしながら、現地を調査したところ、施設の東端及び西端の沿岸部に流木やゴミ等が放置されていた。</p> <p>これらは台風により漂着した大量のゴミ、流木等として、受注者との協議により業務の対象外としたものであるが、特記仕様書には台風時の取り扱いは記載されておらず、協議書も作成されていなかった。</p> <p>今後は、業務の履行に疑義の生じることのないよう、特記仕様書等において業務内容を明確にするなど、適正に契約関係書類を作成するとともに、台風等自然災害により漂着したゴミ等については、必要に応じて契約変更や別契約等により撤去を行うなど、施設の衛生的環境を確保し、快適な公園環境の維持管理に努められたい。</p>	<p>今後は、業務内容の変更等を行う場合は、書面により受注者に通知し、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>台風等自然災害時における漂着ゴミの取り扱いについて、書面により受注者に通知するとともに、今後の発注時においては特記仕様書に明確に記載いたします。</p> <p>また、施設の東端及び西端の沿岸部に流木やゴミ等については、年度内に処理いたしました。今後も、施設の衛生的環境を確保し、快適な公園環境の維持管理に努めていきます。</p>	<p>措置方針決定済</p> <p>措置方針決定済</p>